

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0748)

第2回特定最低賃金専門部会(輸送)

令和2年10月30日 非公開

開催日時	令和2年10月30日	13時40分～14時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 最低賃金額の審議について 2. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今より、第2回群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。</p>

	<p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思います。</p> <p>公益は私、■がいたしますが、労働者側委員はどなたにいたしましょうか。</p>
労働者委員	<p>労側は、私、■が行います。</p>
部会長	<p>■委員、よろしく願いいたします。</p> <p>使用者側委員はどなたにいたしましょうか。</p>
使用者委員	<p>使側は、私、■が行います。</p>
部会長	<p>■委員、よろしく願いいたします。</p> <p>会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題の(1)特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますのでお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。1点ご説明させていただきます。</p> <p>第1回目の専門部会でもご説明いたしましたが、当専門部会において全会一致で決議がなされた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という取り扱いが審議会で決議されておりますので、その場合には、当専門部会において、答申の手続を行うこととなります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日は労使協議が必要になることもあろうかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【質問等なし】</p>
部会長	<p>はい。質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたします。</p>

<p>労働者委員</p>	<p>す。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の専門部会ですので、労使それぞれから引上げ額の具体的な金額について提示していただき、そこから審議を進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>全会一致で結審できますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員から、ご意見をお伺いします。</p> <p>はい。労側[]です。よろしくお願いいたします。</p> <p>特定最賃は、公正な賃金決定の促進による、労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替の役割と、産業の発展においても重要な役割を担っております。</p> <p>また、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットであり、属する産業の魅力の向上を図るためにも大幅な引上げが必要だと認識しています。</p> <p>地域別最低賃金においては、コロナ禍の影響から中央では目安が示されませんでした。近隣県との格差是正の主張に対し、使側委員の皆様へ歩み寄っていただき、2円の引上げとなりました。特定最賃は、労使のイニシアティブにより決めていくものであるとの認識と共に、労使交渉の機会のない基幹的労働者の処遇改善に繋がるものであると捉えています。</p> <p>併せて、基本的に4業種同一水準の引上げに取り組むことを考えておりますので、使側委員の皆様のご理解、ご配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>具体的な要求額については、金属労協の2020年闘争の企業内最低賃金協定の平均は、中小労組を含めた集計で、162,170円となっており、金属労協の月平均所定労働時間である161時間で時給換算すると、1,007円となります。例年であれば、雇用戦略対話の合意内容である2020年に最低賃金を平均1,000円とする考え方も含め、92円を要求したいところではありますが、今年はコロナ禍の影響もあることから最低賃金の審議内容も踏まえて、少し歩み寄った金額で要求をさせていただきます。</p> <p>連合群馬での2020春闘賃上げの引上げ額において、全集計では1.94%だったが、最も低かったのが、99人以下の組織の集計で、1.63%でありました。908円に1.63%の引上げとして、14.80円となることから、「15円」の要求をします。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>■■■■です。</p> <p>私どもの主張としましては、特定最低賃金について、改定といえますか、審議をしようということではございますが、このコロナ禍の状況では、先行きが全く見えないということで、またヨーロッパ辺りでも第二波、第三波ということで蔓延しておりますので、これをここで上げていくということではできないというのが現状の認識であります。</p> <p>以前にこの審議会、専門部会でお配りいただきました資料の中に、毎月勤労統計調査というものがございます。7月分の事業所規模5人以上の賃金の調査結果を見ますと、いわゆる「きまって支給する給与」、定期給与ですね、これが、7月がマイナス0.9%ということになっております。つきましては、908円現行最低賃金ですが、これに0.9%のマイナスをかけまして「マイナス8円」というのが、使用者側の回答でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ご意見をお伺いいたしました。確認をさせていただきますと、労働者側からは引上げ額「15円」の提示がありましたが、使用者側は「マイナス8円」の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともではありますが、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。よろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側「15円」の要求に対して、先ほど使用者側から「マイナス8円」というお話がございました。先ほど、部会長からもありましたとおり、大きな開きがある状況であります。このまま合意に至ることが難しいと考えておりますので、労使で話し合う時間を少しいただきたいと思いますが、是非ご検討をお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ただいま労働者側委員より、労使での話し合いの申出があ</p>

	<p>りました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。 労使のイニシアティブで決めていくという、この特定最賃の性格から考えても、少し労使でやはり話し合いをさせていただきたいと思しますので、労側の意見に賛成します。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。使用者側委員の同意もございましたので、労使の協議を行っていただきたいと思います。 では、協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆さんが戻り次第、再開といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
<p>部会長</p>	<p>長時間の協議、お疲れさまでした。審議を再開いたします。 この後の審議の進め方ですが、労使同席のまま、ここで意見を伺うという形で、よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。 まず、労働者側委員からご意見をお伺いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>■■■■委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。まず、労使で協議する時間をいただきまして、ありがとうございます。 先ほどの労使協議の経過について、ご説明させていただきたいと思います。 まず労側「15円」、使側「マイナス8円」では合意ができないということもありましたので、私たち労側からは「7円」を要求させていただきました。これは、2020年闘争における4業種、鉄鋼・一般・電気・輸送の18歳最低賃金については、1,000円以上の改定がされていることから、1,000円を金属労協の月平均所定労働時間である161時間で除して、6.21円となることから、「7円」を要求しました。</p>

これに対し使側は、7円まで歩み寄ってくれたことには理解するが、そもそも特定最賃は撤廃したいと考えているため、地賃との差を縮めるためにも「0円」の回答がありました。

続けて労側からは、隣県の埼玉では5業種の改定が決定し、改定額を平均すると4.2円となります。最低賃金でも拘らせていただきましたが、特定最賃においても地域間格差を広げないことと、2円で結審した地賃を上回る「4円」を要求しました。

使側は、今年は例年と同様に考えられない、また、地賃を上回ることはない、特定最賃は地賃に埋め込んでいく考えから、変わらず「0円」との回答でした。

ここで、使側委員の、今年は例年と違うという回答に対し、労側として歩み寄りました。今年地賃はプラス2円、引上げ率0.24%、引上げ率を反映すると、2.17円を切り上げて3円となります。また、特定最賃には地賃よりも優位性があることから、金額としては最賃の引上げ額2円を上回る「3円」を要求し、使側の回答は「0円」であるが、労側としては有額回答を要望しました。

これに対し使側は、地賃では、労側3円、使側1円で、公益判断に委ね、提示された2円に対し、使側は反対であった。このような経緯と労側の有額の要望に歩み寄って、「1円」の回答でした。

労側としては、使側が歩み寄っていただき有額での回答をいただいたことには御礼を申し上げますが、しかし労側としては、やはり地賃より優位性のある特定最賃であるため「3円」は譲れず、再度「3円」を要求しました。

これに対して使側は、「1円」以上は譲れないとの回答でした。また、「3円」はないとの発言もありました。

労側としても、使側の「3円」の回答はないに対し、「1円」での合意はないことは崩さず、更にこれ以上の歩み寄りはないとし、「2円」の要求をしました。

ここで使側より、今までとこれからの労使関係の維持を考え、歩み寄り、「2円」での合意となりました。

経過については以上となります。

部会長

はい。ありがとうございました。

使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

■■■■の方から申し上げます。

今、労側の方からお話ございましたけれども、使側の基本的な姿勢としては、賃金はセーフティネットでの地域別最低賃金で担保されておりますので、産業別最低賃金として上乘せすること自

体が屋上屋を架すという行為だということをまずは認識をしているということでございます。

特に輸送用機械器具製造業は、産業分野が非常に広くて、仕事の内容は他の産業と何ら変わるところはございません。

そういった中で特に今年度は、新型コロナウイルスの世界的蔓延によって、感染症拡大防止対策として、人、企業の活動が大きく制限されました。結果として県内の製造業の経営が大きく毀損されました。今回は、大企業も例外ではなかったことは、皆様方ご承知のとおりだと思っております。その中でも、特に経営基盤が軟弱な中小企業事業者は、この間助成金、各種補助金、あるいは給付金、特に大きかったのが県市等の制度融資等々で、中小企業事業者は、なんとか倒産を免れたということが現状だと認識しております。

まだ、先が見えない状況でございますけれども、使側としては、当初先ほどお話がありましたとおり、マイナスの提案を行いました。しかしながら、群馬県の産業発展のために労使一体となって、この難局を乗り越えていかなければならないということの意識共有のもとに、先ほどお話がありました昨年度からプラス2円、910円にて決着したいと考えております。

よろしく願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただいま労働者側委員、使用者側委員のご発言がありました。

そのほかの労働者側委員、使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。

【意見等なし】

部会長

それでは、公益委員の先生方、ご意見はいかがでしょうか。

【意見等なし】

部会長

ではご意見、出尽くしたようです。

労使委員のご意見を伺ったところでは、本製造業の最低賃金額は、現行908円から「2円の引上げ」、「時間額で910円」とする、ということでよろしいでしょうか。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

部会長	<p>各委員異議なしとのことでした。 よって、全会一致で決議いただいたことを確認いたしました。 それでは、この後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。この後の手続について、ご説明させていただきます。 全会一致での決議をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を準備いたしますので、少々お時間をいただきたく存じます。 よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
部会長	<p>それでは、再開いたします。 事務局から、まずは報告書の（案）について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 委員の先生方に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会会長あて、報告することといたします。 次に、事務局から、答申文の（案）の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で決議いただきましたので、当専門部会</p>

の決議は審議会の決議となります。

よって、答申文は群馬地方最低賃金審議会長名となっております。

それでは答申文の（案）を読み上げさせていただきます。

なお、別紙につきましては、報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目につきましては、省略させていただきます。

【答申文（案） 朗読】

部会長

ありがとうございました。

委員の先生方に答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。

ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。

【部会長より基準部長へ答申文を手交】

部会長

答申が無事終わりました。

答申につきましては、各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。大変ありがとうございました。

今後の予定等について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

はい。答申をいただきまして、ありがとうございました。

答申をいただきましたことに対しまして、労働基準部長から一言ご挨拶を申し上げさせていただき、その後今後の予定等を説明させていただきます。

基準部長

ただいま、 部会長から答申をいただきました。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月7日に諮問をさせていただきました。その後、当専門部会が設置され、コロナ禍の影響の下、例年にも増して難しい審議をいただきました。

部会長をはじめ、公・労・使の委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一

致により行われましたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。

いただきました答申につきましては、群馬労働局といたしまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。併せまして、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります所存でございます。

最後に、委員の皆様にご審議いただきましたことに重ねて感謝を申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局

はい。それでは、今後の予定等につきまして、2点ご説明いたします。

1点目でございます。

特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としていただいております。本日、当専門部会の答申をいただき、4業種すべての答申がそろいましたので、この後、異議申出の公示を行わせていただきます。

異議申出の締切日は、公示日の翌日から15日後となります。異議申出があった場合には、11月20日(金)になりますが、審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。

なお、異議申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月31日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご了承をいただくことといたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。今後の予定等について説明がありました。

1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいったら12月31日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。

2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについ

	<p>てです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>では、最後の議題の(2)その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
部会長	<p>はい。委員の先生方からは、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第2回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にお疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>